

平成30年第14回大山町教育委員会

招集年月日 平成30年12月25日(火) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	林原浩子
4番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 大山町就学援助費給付要領の一部を改正する要領
について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成31年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
11月27日	火	自然体験活動セミナー(青年の家)、押平婦人会講演
29日	木	自然体験活動(山陰海岸)
30日	金	教育委員会部局と町長との政策等意見交換会
12月1日	土	庄内保育所・大山保育所生活発表会
2日	日	大山カレッジ悠遊会
3日	月	六長合同会議、通級教室入級検討会
4日	火	西部町村就学支援委員会
5日	水	児童体験活動(大山分館)
6日	木	岡山県早島町視察
7日	金	大山町議会12月定例会本会議(諸般の報告、議案の提案理由説明)
8日	土	大山きゃらぼく保育園生活発表会
9日	日	片木アルミニウム杯青少年育成剣道大会、名和陸上競技場修繕工事完成記念・ミズノ・ビクトリークリニック、大山町駅伝大会
12日	水	管理職会議
13日	木	大山町議会12月定例会本会議(~14日:一般質問)
15日	土	中山みどりの森保育園・名和さくらの丘保育園生活発表会
17日	月	指定管理者選定委員会(一般公募分)、みんなの人権セミナー(保健福祉センターなわ)
18日	火	森の国伊澤社長寄付金贈呈式、ごうぎん一粒麦の会寄付金贈呈(町図書活動へ)
19日	水	給食会協議(大山青年の家)、平成30年度末人事異動に係る校長ヒアリング
20日	木	大山町議会12月定例会本会議(質疑、討論、採決)
21日	金	全小学校2学期終業式
25日	火	全中学校2学期終業式、定例教育委員会、大山町小・中連携学力向上推進事業成果中間報告会

今 後 の 予 定

28日	金	仕事納め式、年末・年始休業日(~1月3日)
-----	---	-----------------------

1月3日(木) 大山町成人式(保健福祉センターなわ)

1月4日(金) 仕事始め式

議案第1号

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する要領について

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成30年12月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する要領

大山町就学援助費給付要領の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等に改め、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 略 (給付対象者) 第2条 就学援助費(以下「援助費」という。)の給付対象者は、 <u>町内に住所を有し、公立の小学校若しくは中学校に在学する児童、生徒又は入学予定者(申請日の属する年度の翌年度に公立の小学校又は中学校へ入学を予定する者をいう。以下同じ。)</u> の保護者並びに <u>町外に住所を有し、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の規定により、町内の小学校又は中学校に在学する児童・生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u>	第1条 略 (給付対象者) 第2条 就学援助費(以下「援助費」という。)の給付対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条の規定により大山町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者及び大山町内に住所を有する児童生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)及び(2) (略)

(給付対象経費)

第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 学用品購入費等

(a)～(d) (略)

(e) 新入学児童生徒学用品費等

入学予定者(入学予定の前年度に就学援助費支給対象として認定された入学予定者に限る。)及び新入学児童又は生徒(年度当初に援助費給付対象として認定された児童生徒に限る)が入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用品の購入費とする。

(2)～(5) (略)

(認定の取消及び援助費の返還)

第7条 年度中途において、給付を受けている児童生徒又は保護者が次に掲げるいずれかに該当したときは認定を取り消すものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 入学予定者が就学を予定する公立の小
学校若しくは中学校に入学しなかったと
き又は入学前年度において町内に住所を
有しなくなったとき。

(5) (略)

(6) (略)

2 前項第4号及び第5号に規定する場合にあっては、既に給付を受けた援助費の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(給付方法等)

第8条 給付の決定をした援助費については、学期ごとに保護者に給付するものとする。ただし、下記の各号に掲げる場合は、各号のとおりとする。

(1)～(4) 略

(1)及び(2) (略)

(給付対象経費)

第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 学用品購入費等

(a)～(d) (略)

(e) 新入学児童生徒学用品費等

新入学児童又は生徒(年度当初に援助費給付対象として認定された児童生徒に限る)が入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用品の購入費とする。

(2)～(5) (略)

(認定の取消)

第7条 年度中途において、給付を受けている児童生徒又は保護者が次に掲げるいずれかに該当したときは認定を取り消すものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) (略)

2 前条第4号に規定する場合にあっては、既に給付を受けた援助費の全部若しくは一部の返却を命ずることができるものとする。

(給付方法等)

第8条 給付の決定をした援助費については、学期ごとに保護者に給付するものとする。ただし、下記の各号に掲げる場合は、各号のとおりとする。

(1)～(4) 略

<p>(5) <u>新入学児童生徒学用品費等について</u> <u>は、入学年度の前年度の教育委員会が別</u> <u>に定める日から入学年度の6月末日まで</u> <u>の間に支払うものとする。</u></p>	(新設)
<p>(6) <u>第1項の規定にかかわらず、学校給食</u> <u>費については、学校長又は関係機関に支</u> <u>払うことができるものとする。</u></p>	(新設)

附 則

この訓令は、平成30年12月25日から施行する。